

# 平成24年第2回東大和市議会総務委員会記録

平成24年3月14日（水曜日）

## 出席委員（8名）

委員長	御殿谷 一彦 君	副委員長	蜂須賀 千雅 君
委員	西川 洋一 君	委員	大后 治雄 君
委員	関田 貢 君	委員	森田 憲二 君
委員	佐竹 康彦 君	委員	中野 志乃夫 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（9名）

議長	尾崎 信夫 君	1番	森田 真一 君
4番	実川 圭子 君	6番	和地 仁美 君
8番	二宮 由子 君	9番	中村 庄一郎 君
10番	根岸 聡彦 君	16番	中間 建二 君
17番	東口 正美 君		

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	新井 利恵 君

## 出席説明員（4名）

総務部長	北田 和雄 君	市民部長	榎本 豊 君
防災安全課長	西永 宣昭 君	課税課長	鈴木 俊雄 君

## 会議に付した案件

- (1) 議第8号議案 東大和市空き家等の適正管理に関する条例
- (2) 24第2号陳情 「消費税率を引き上げないことを国に求める決議」に関する陳情
- (3) 24第5号陳情 消費税増税に関する陳情
- (4) 24第6号陳情 消費税増税に反対する意見書提出に関する陳情
- (5) 所管事務調査

市の防災安全対策のうち総務部の所管に関すること

午前 9時33分 開議

○委員長（御殿谷一彦君） ただいまから平成24年第2回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（御殿谷一彦君） 初めに、第8号議案 東大和市空き家等の適正管理に関する条例、本案を議題に供します。

前回に引き続き、本議案提出者であります中間建二議員、東口正美議員が出席されておりますので御報告いたします。

それでは、前回の審査に引き続き直ちに質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） 前回も確認されてるかもしれませんが、再度もう1点この空き家条例に関して、やはり防災という観点から空き家については適正管理をしていただかなければいけないというふうに考えております。提案者のほうといたしまして、この防災という観点から、この空き家条例についてどういった御見解なのかお聞かせいただければと思います。

○16番（中間建二君） おはようございます。前回大変に御熱心に御議論いただきましてありがとうございます。ただいま防災の観点での条例の考え方ということで御質疑をいただきまして、前回のときに私なりに所沢市の空き家等の適正管理に関する条例をモデルにしながら、また自分なりに調査研究しながら今回空き家の適正管理に関する条例を御提案させていただいたということで御説明させていただきましたが、所沢市と当市の私どもが今回提案した条例の中で、一番大きな違いというのが、実は今おっしゃっていただいた防災の観点にあります。目的のところ今回の提案しております条例では、防犯及び防災のまちづくりということで御提案させていただきました。

これ、去年の3・11の東日本大震災以降、やはりこの地震災害に対する備え、対策をとっていかなければいけないということはもう自治体の大きな課題の中で、この空き家の適正管理を図ることで、防災また減災にも当然のことながらつながっていくという趣旨で、目的の中に書かせていただきました。

また、若干調べましたところによりますと、去年の10月に足立区で、やはり足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例、これが去年の10月に公布をされておまして、去年の3・11の大地震のときに足立区では、古い木造住宅、商店が相当数倒壊をする、そのことによって、道路をふさいだり、避難路をふさぐような事件、事故が多数発生した中で、足立区では緊急的に老朽家屋の区内の状況を調査したところ、緊急性がないものの、管理不全な状態の空き家、住宅が1,362軒、直ちに指導が必要な管理不全住宅が324軒、また倒壊の危険まであるというのが57軒見つかったということで、そういう中で3・11以降に今急遽この老朽家屋の対策がとられた中で、10月に条例が施行されたということでありました。

前回までの議論では、いわゆる適正に管理されていない空き家があることでの近隣の生活環境への影響ということでいろいろ御説明させていただきましたけれども、やはり防災、減災の観点からも、いつ起こるかわからない地震災害ということに対しても、やはり行政として備えていくべき課題である、こういう認識のもとで条例の目的の中にも入れさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（御殿谷一彦君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

この採決は起立により行います。

第8号議案 東大和市空き家等の適正管理に関する条例、本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（御殿谷一彦君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時38分 休憩

---

午前 9時39分 開議

○委員長（御殿谷一彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（御殿谷一彦君） 次に、24第2号陳情 「消費税率を引き上げないことを国に求める決議」に関する陳情、24第5号陳情 消費税増税に関する陳情、24第6号陳情 消費税増税に反対する意見書提出に関する陳情、以上3件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは朗読いたします。

まず、24第2号陳情 「消費税率を引き上げないことを国に求める決議」に関する陳情

続きまして、24第5号陳情 消費税増税に関する陳情

続きまして、24第6号陳情 消費税増税に反対する意見書提出に関する陳情

○委員長（御殿谷一彦君） 朗読が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（西川洋一君） この消費税率を引き上げないことを国に求めることですが、私はこれに賛成で、これらの陳情は採択すべきものというふうに思っています。

それで、ここの中に書かれている3つの陳情の中でそれぞれ、一つはこれ以上市民に負担かけたら大打撃になるという内容が一つはあります。そういう点で、現在の5%から10%になった場合には、市民には、それぞれの所得割合、世帯構成などによって違うと思いますけれど、どのくらいの負担増になるかというようなあたりは市の側から答弁できますでしょうか。私どもの計算では、試算は、例えば40歳以上4人世帯、働き手1人、年収300万円だと、増税分が10万7,000円というような試算は一応持っているわけですが、市のほうではそういう試算はできますでしょうか。

また、これ以上生活が大変になるというふうに言われています、増税になればですね。せんだっての代表質問に対する市の答弁からも、市民所得の減少という点でも答弁がありました。20年と23年を比較しての1人当たりの所得の減少、それからまた事業者の売り上げの減少という点でも報告がありました。改めて聞くとともに、この陳情の中には、事業者の場合には消費税を転嫁できない、それで大変だというような文言もありますので、その辺を市側も確認できるでしょうか。

それから、消費税は庶民からはとるわけですが、6号陳情では、輸出戻し税制があり、そこでは、トヨタ自動車、年間2,246億円、ソニーが1,116億円というような消費税の還付があるというふうに記載されておりますが、市のほうもこれは確認できるでしょうか、まずその辺で教えてください。

○課税課長（鈴木俊雄君） 4点ほど御質問いただきました。

まず、1点目としては、市民が負担する年間消費税というようなことでございますが、こちらにつきましては、日本生協連というのが毎月の家庭で負担している消費税の年間集計調査というのを実施しておりまして、これによりますと、私ども確認したところでは、一世帯当たり年間の消費税は平均で16万9,000円であるとしております。ここ数年は大きな変化はないようではありますが、また収入に占める割合というのも出しておりまして、年収400万円未満の世帯と1,000万円以上の世帯というようなことで、こちらのほうの1,000万円以上の世帯との差を出しますと、1.67倍の消費税の負担になってるというようなことが出ております。低収入世帯のほう負担率が高いというようなことで、逆進性が見られるんじゃないかということで報告が出ておるようでございます。

2点目の所得の関係でございますが、こちらにつきましては、昨年度、給与所得者の所得になりますが、こちらについては1人当たりの所得ということで、約352万8,000円の所得ということで、今年度については約348万2,000円ということで、4万6,000円近くの減額があるということで、給与所得者におきましても年収が下がってるというような状況でございます。

あと、事業者の負担の関係でございますが、市のほうで所得税の管轄をしております立川税務署のほうに確認したところ、こちらにつきましては、件数的には推計でございますが、消費税のほうの負担ということで、個人事業者につきましては約1億4,500万円ぐらいの消費税をお支払いしてると。また法人の関係では、17億5,600万円ぐらいということ、合わせますと大体19億円から20億円ぐらいの消費税の負担をされてるというようなことで、確認をしております。

全体の先ほどの大企業の消費税の還付ということでございますが、課税仕入れから課税割合を引いたものでございますが、こちらについては、ちょっとこちらのほうで今確認できる資料は持ってございませんので、よろしく申し上げます。

輸出等の関係については、ちょっと資料がございませんので、申しわけございませんが、不明でございます。

○委員（西川洋一君） 消費者何とかセンターでしたっけ、ちょっと書き切れなかったのですが、その調べでは、一世帯当たり16万9,000円ということになると、かなりの負担増ですね。本当に大変だなということを改めて今の答弁からも確認できると思います。

それからまた、消費税の法人が納めている額が、これは実績で19億円から20億円ということですから、今の5%でそのぐらいの額、これが10%になれば倍になるというふうに見ていいんでしょうか、どうでしょう。

○課税課長（鈴木俊雄君） 単純に考えますと、そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） それから、さっき事業者が消費税に転嫁して販売できるかということも聞いたような気がしたんだけど、聞いてなかったな、改めて——先ほど答弁ありましたっけ。いや、資料、なきやないでいい。

○課税課長（鈴木俊雄君） ちょっと今の御質問でございますが、消費税の関係については、年間の課税売り上げから課税仕入れを引いたものが消費税ということでございますんで、それについての消費税の転嫁というのは、なかなかこちらのほうでは、簡易課税をされてる方もいらっしゃるとか、消費税がかからない事業者もいらっしゃるということで、なかなかその辺については把握がちょっと難しいということでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 日本商工会議所などの調べでは、約70%、規模によって率が違うんですけども、調査結果では70%が転嫁できないというふうに言われています。それから、今消費税の支払いについては、売り上げ分から仕入れ分を引いたというふうにおっしゃいました。その差の消費税分を支払うということですけども、小売業にしてみれば仕入れ価格にはもう10%かかってしまうので、売れなければその分がそのまま税としては支払わないとしても自己の負担になると、これはもう明らかなわけですよ。そういう負担増も大変あるというふうには私は思います。市民にかける大きな負担、非常に大きなものがあるというふうには今の答弁の中からも明らかになったと思います。

こういうことですので、消費税10%増税には反対をすべき決議を市議会としても上げるべきではないかというふうには思います。

○委員長（御殿谷一彦君） ほかに、御意見、御質疑ございますでしょうか。

○委員（佐竹康彦君） これは、質問ということではなくて、意見ということで述べさせていただきます。

今後の社会保障の財源をどうするかという観点で、消費税を抜きにして考えるということとはなかなか現実的ではないと思いますので、今後のその税制のあり方の中で消費税増税も含めて検討していくということはやぶさかではないんですけども、ただ、今の国内の経済状況を見ますと、大震災ということがあって、12月の日銀短観見ましても決していい数字が出てるわけではございませんし、数字で言えば為替相場もようやく70円台脱したとはいえ、まだ82円ということで、これ輸出にしる輸入するほうにしる、ちょっと今までの感覚ではあり得ない水準がずっと続いてますし、株式市場も昨日の段階で9,800円台後半だったと思いますけれども、余り元気がいいというふうに見える数字ではないというふうには、私、認識しておりますので、この今の経済状況の段階で消費税率を上げるということに関しては難しいのではないかなというふうに考えております。

加えて、今現在の民主党政権においては、政権交代したときのマニフェストで消費税を上げないということで公約にうたって政権の座について、歴代、鳩山元首相にしる菅直人前首相にしる、消費税に関しては任期中は上げないというようなお話をしていたにもかかわらず、今回、野田政権になって消費税を上げるんだという方向転換をされて、それについて国民の間できちんと納得がいてないということはあるというふうには思います。きちんとそこら辺は筋を通してやっていただかなければいけないところをずるずると崩壊的に今やってるというような状況の中においては、やはり今のこの現段階で、今のこの政権がこの増税の旗を振ってるということの状況を考えますと、今回については私は、この陳情に関しては賛成せざるを得ないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（御殿谷一彦君） ほかに。

○委員（西川洋一君） 委員会の場ですから、質疑だけではなく、お互いに意見を大いに交流するというのは大変重要なことで、今、佐竹委員もそういう立場から積極的な発言でしたけども、ただ私はその発言に一部ちょっと意見を言いたいところもあるんですけど、これまで消費税を上げるという場合は、大体福祉のためとか、福祉を向上させるというのがまくら言葉になってたんですね。今回も、一応まくら言葉といたしますか、将来にわたって社会保障の制度を維持していくためというものはあるんですけど、しかし民主党政権が述べている全体を見れば、社会保障は端から削られるという内容ですので、佐竹委員が指摘した民主党政権が公約を端から——そんなこと言わなかったか、公約に違反してる消費税の部分であるというふうに言っておられましたけど、全くそのとおりで、そのほかのところでも違反してるところがたくさんあるということだと思います。

それで、社会保障を充実していくための財源として、あるいは社会保障、将来に向かって維持していくための財源として消費税だということが一般的に言われてるんですけども、私どもの党のほうの政策や勉強によれば、消費税を増税しても、これが税収全体の増にはならないというのが過去の経験だったというのも出されてるんですね。消費税が3%から5%になった折、その後1996年ですか、それから2010年までの間の税の推移を見てみると、消費税分による増税は確かにふえて、これは14年間になりますかね、その差が約5兆円、4.9兆円ふえてると。

しかし一方で、法人三税については、法人税については8.5兆円の落ち込み、その他の税についても7兆円の落ち込みというようなことで、消費税増税が経済に与える影響が、物すごくひどいものがあったと、これが今度の10%という、13.5兆円ぐらいになるのかな——の増税があったり、それから市民の所得を減らすいろいろな減少、年金の給付額の削減、その他、子ども手当の削減等で負担が大きくなれば、経済がますます、もう底が抜けてしまうというような、そういうような考えもあります。

ですから、消費税増税では決して将来にわたっての税源を安定させることはできないというふうに私どもは見ているところです。

○委員長（御殿谷一彦君） ほかに、質疑、御意見ございますか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

24第2号陳情 「消費税率を引き上げないことを国に求める決議」に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（御殿谷一彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

---

○委員長（御殿谷一彦君） 次に24第5号陳情 消費税増税に関する陳情、本件は先ほど不採択と決しました24第2号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決めます。

---

○委員長（御殿谷一彦君） 24第6号陳情 消費税増税に反対する意見書提出に関する陳情、本件は先ほど不採択と決しました24第2号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決めます。

---

○委員長（御殿谷一彦君） ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

---

午前10時 1分 開議

○委員長（御殿谷一彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（御殿谷一彦君） 次に、所管事務調査、市の防災安全対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

初めに、平成23年12月から平成24年2月までの災害対応等について報告をお願いいたします。

○防災安全課長（西永宣昭君） それでは、ただいま議題となりました平成23年12月から平成24年2月までの災害対応等についてお手元の資料に基づきまして御説明申し上げます。

火災の対応につきましては、5件ございまして、1件は、昨年12月6日、午後8時46分ごろでございまして、南街3丁目25-21でございまして、ぼやということでなっておりますが、いろいろ原因探りましたらタコ足配線というところもありまして、電気カーペットとか、つないでいるところが、コンセントが劣化をして、火が出るという形でございまして。

2番は、12月12日でございまして、南街1-16-5、温水器配管からの水しぶきを煙と間違え通報されたものということで誤報でございました。

12月23日でございまして、午後10時36分ごろ、南街5-66-4、これも誤報でございまして、飲食店の裏側に排気がございまして、その煙を通りかかった方が通報されたということでございまして。

4番のことしになって24年1月20日でございまして、中央1-8-13、調理器具からの煙を通報したものであるということで、これも誤報でございまして。

5番の1月28日、午後9時44分ごろ、清原4-1-1はいたずらによる通報というふうになってございまして、清原あたりは相次いだんですけども、やはり同じような公衆電話からかけたような形跡がありました。

6番目の11月30日でございまして、午前2時21分は、南街6-30-6、F・M・Bハイツということで、片手なべが燃えたものということで、ぼやでございまして。

なお、最後の6番でございまして、ガスコンロのつけ忘れということでございまして、午前2時21分ごろ、このボタンにつきましては、住宅用火災警報器がついてたということで、早期の通報がなされております。

住宅火災警報器が設置設置されて以降、こういう経過が多いもので、早期の発見で被害が生じてないということが結果としてあらわれてございます。

2番の自治会の防災訓練等の対応でございますが、1ページから2ページにわたります。

12月11日には、栄三丁目自治会、南街でございますが、炊き出し訓練を40名の市民の方と一緒に消防団も含めまして実施いたしました。2月5日につきましては、狭山自治会、初期消火訓練と炊き出し訓練等を30名の自治会の皆さんと実施いたしました。2月12日、日曜日につきましては、湖畔地区4自治会、毎年されておりますが、応急手当訓練、炊き出し訓練、初期消火訓練など、130名の市民が参加して実施されております。

なお、湖畔地区におきましては、御存じのとおり災害時要援護者のシステムを導入してモデル地区となっておりますので、そういったことも含めた訓練を行ってございます。

3番の第一中学校地域合同防災訓練及び避難所体験訓練につきましては、第一中学校の総合学習の中の防災学習という位置づけをされまして、第一中学校の2学年、約160名と自治会の皆さんで、教職員、PTA、消防団などが参加いたしまして、合計322名の方で実施いたしました。

なお、今回の東日本大震災の経過から、東大和市に避難されてこられた方につきまして、エコス奈良橋店からボランティアの生活用品、支給を行ってございますが、今回の件につきましても快く人を配置していただきまして、炊き出し訓練に参加していただいたということを御報告申し上げます。内容はそこに書いてあるとおりでございます。

4番の防災モデル地区事業でございます。こちらは、奈良橋地区をモデル地区といたしまして、1月26日に災害イメージゲーム、参加者、奈良橋地区在住の方25名、2回目といたしましては、2月16日、避難所運営ゲーム、奈良橋地区在住の方28名、それぞれ2回に分けてゲームを行いまして、非常に好評だったということでございまして、これを今後の防災訓練のほうに生かしていきたいというふうに考えております。

5番の市内に避難している被災者への対応でございますが、昨年3月、4月からずっと社会福祉協議会を初めとしたサービスを行っておりますが、3月1日現在で東大和市内への被災者の数は30世帯92名ということで、それほど上下をしている状況ではございません。

なお、引き続き福島を初めとした被災3県からの被災者向けの情報誌あるいはパンフレット、案内を——後でつけております、参考にさせていただきたいんですけど、やまとふれあい交換便を発行して、現在まで全10回御案内申し上げます。中には、弁護士会、相談会、子供の心理相談なども入ったチラシを入れさせてございます。

最後の3ページでございますが、東大和市社会福祉協議会におきましては、2月19日、「ゆっける会」ということでございまして、避難者の交流会を実施しております。中央公民館で行ったことでは、5世帯の13名、うどん打ち体験等、体験させていただいております。

その他、6番でございますが、1月23日の日に大雪警戒ございまして、各消防団、詰所回りの除雪、あるいは担当区域の消火栓のふたが凍ってはいけませんので、そういった除雪に警戒を夜、当たったということでございます。御報告申し上げます。

次は、やまとふれあい交換便でございますので、こういう形をまだしばらく続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

報告が終わりました。質疑、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（御殿谷一彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（御殿谷一彦君） これをもって、平成24年第2回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時 9分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 御 殿 谷 一 彦